

千葉県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年7月18日

千葉市長 神谷俊一

施 術 者		施 術 所		指 定 年 月 日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
片山 宏美	(省略)	からだ元気治療院 千葉店	千葉市美浜区 新港 79	令和5年6月1日
今井 善太郎	(省略)	津田沼北口あんま マッサージ鍼灸院	千葉県船橋市前 原西 2-8-3-2 階	令和5年6月1日
西村 晃一	(省略)	幕張 ORIENTAL 整骨院	千葉市花見川区 武石町 2-1021-1	令和5年6月1日
片桐 政志	(省略)	セレネ整骨院 稲毛院	千葉市稲毛区 長沼町 257-14	令和5年6月1日